

**空き家モデル調査業務委託に関する公募型プロポーザルに関する質問および回答について  
(その2)**

| No. | 質問   | 回答   |
|-----|--|--|
| 1   | <p>(配置予定技術者の資格について)</p> <p>要綱(1)受託候補者に求める資格と管理技術者、主任技術者の配置について、エ：に記載のある資格(一級建築士、二級建築士、技術士(都市計画部門))を有する資格者を管理技術者、主任技術者のいずれかに配置することで条件を満たすことになるのか。</p>   | <p>管理技術者、主任技術者又は担当技術者のいずれかに配置することで条件は満たします。</p> <p>ただし、受託候補者の選定における評価(資格の有無等)に当たっては、管理技術者、主任技術者それぞれについて採点します。</p>  |
| 2   | <p>(受託候補者の選定について)</p> <p>管理技術者及び主任技術者について、業務に適した資格として「技術士(都市計画部門)」と記載されていますが、技術士建設部門 都市及び地方計画 を示しているのでしょうか。</p>  | <p>その通りです。</p>   |
| 3   | <p>(本市から提供する空き家関連情報について)</p> <p>(1) 事前調査の中で(本市から提供する空き家関連情報)のうち、「②消防署が所管する空き家情報」とはどのような情報であるか、教えていただけないでしょうか? ※調査年次、空き家特定の根拠、位置情報(図上にプロットされているのか?座標データはあるのかどうか?)写真等の情報、管理の状態、所有者情報等</p> <p>③京町家まちづくり調査における空き家情報もデータとして提供していただけるのでしょうか?</p>   | <p>「②消防署が所管する空き家情報」は各消防署において、数年ごとに行う現地訪問時等に外観などから空き家と判断した建物についての位置情報です。</p> <p>②, ③いずれも、位置情報をデータ(CSV形式)で提供します。</p> |
| 4   | <p>(本市から提供する空き家関連情報について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①水道の閉栓情報</li> <li>・②消防局が所管する空き家情報</li> <li>・③京町家まちづくり調査における空き家情報</li> </ul> <p>上記の情報は、デジタルデータでのご提供は可能でしょうか?また、位置情報(GISデータ)としてのご提供も可能でしょうか?</p> <p>「2業務委託の内容」の「(1)事前調査」に記載されている京都市が提供する空き家関連情報①～③について、提供していただけるデータの形式をそれぞれ教えてください。</p> | <p>①から③いずれも、位置情報をデータ(CSV形式)で提供します。</p>   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>(1) 事前調査:「(本市から提供する空き家関連情報)」について、①水道の閉栓情報②消防局が所管する空き家情報、③京町家まちづくり調査(平成20・21年度)における空き家情報、のそれぞれの情報形式(データ形式、紙や台帳)のご回答をお願いします。</p> |  |
|   | <p>市から提供頂ける情報として3種類の情報が記載されていますが、これらの情報のデータ形式をご教示願えますでしょうか。</p>   |  |
| 5 | <p>(本市から提供する空き家関連情報について)<br/>(本市から提供する空き家関連情報)として、住民基本台帳や建物台帳のデータの提供は可能でしょうか?(データの照合による空き家候補の抽出)</p>                              | <p>提供はできません。</p>   |
| 6 | <p>(分布図の作成について)<br/>・GISでの作成を想定しますが、GIS上で使用可能な背景データ(地形図データや住宅地図データ)はご提供可能でしょうか?</p>   | <p>都市計画基本図(DM形式)の提供は可能です。<br/>なお、国土地理院のホームページから同じ情報がダウンロードできます。</p>  |
| 7 | <p>(調査対象について)<br/>(1) モデル地区<br/>・モデル地区20地区の現地調査対象家屋はどれくらいの棟数を想定されていますか?</p>   | <p>特に想定はしていません。<br/>学区ごとの建物数は統計資料を参照してください。(京都市統計ポータルURL:<br/><a href="http://www.city.kyoto.jp/sogo/toukei/">http://www.city.kyoto.jp/sogo/toukei/</a>)<br/>なお、参考として、地域連携型空き家流通促進事業での調査結果によると、空き家(戸建及び長屋建住宅のみ)の数は、都心部の住宅が密集した地区で100~200戸、郊外の地区で50~100戸程度です。<br/>また、平成25年度住宅・土地統計調査によれば、本市の空き家率は14.0%となっております。</p> |
| 8 | <p>(調査対象について)<br/>対象建築物の解説に(共同住宅の住戸やテナントビルのテナントを除く)と記載されていますが、本調査において、分譲マンション等の共同住宅の一室は調査対象外となることよろしいでしょうか。</p>                   | <p>その通りです。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 9  | <p>(先行調査について)</p> <p>(2) 先行調査等による調査手法の確立:「モデル地区のうち代表的な地区における実態調査(悉皆調査)の実施～」について、想定されている実態調査の数量(棟数や地区)をお答えいただけますでしょうか。</p> | <p>特に想定はしていません。</p> <p>上記の統計資料等を参考にしながら、効率的かつ効果的な調査方法を確立するために必要と考える地区数を提案してください。</p> |
| 10 | <p>(現地調査について)</p> <p>(3) 調査項目</p> <p>・主な調査項目で、空き家判定指標として(電気、ガスメーターの稼働状況など)とありますが、現地調査では民地への立ち入りを前提とされていますか?</p>           | <p>現地調査は民地への立ち入りを前提としていません。敷地外から判別できる範囲で調査を行ってください。</p>                              |
| 11 | <p>(現地調査について)</p> <p>(3) 調査の実施及び空き家の特定:モデル地区(20地区)の実態調査についても、悉皆調査を想定されているのか、確立した調査方法で抽出された空き家の調査を想定されているかご回答ください。</p>     | <p>先行調査を行った地区以外のモデル地区については、確立した調査方法で抽出された空き家の現地調査を想定しています。</p>                       |